

## 業績目標 1-2-2：デジタルの活用による業務の効率化・高度化

〔従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。〕

## 上記目標の概要

手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。

国税庁では、国税総合管理（K S K）システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の業務に移行して集約処理することでより一層の効率化を図っていくことを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」（以下「センター化」といいます。）を推進し、効率化された事務量を生かして外部事務等の充実を図るためのインフラ整備に取り組みます。

また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図ります。

このほか、調査や徴収などの外部事務については、モバイル端末やリモート環境を活用して、業務の効率化・高度化を図ります。

## （上記目標を達成するための施策）

業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化

## 業績目標1-2-2についての評価結果

## 業績目標についての評定

A 相当程度進展あり

## 評定の理由

施策「業1-2-2-1」から「業1-2-2-3」までの評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## 業績の分析

## （必要性・有効性・効率性等）

センター化の取組については、令和8事務年度における全税務署（524署）を対象としたセンター化の実施に向けて、業務センター室（用語集参照）の対象署が92署から128署に拡大するなど、着実に進展しました。また、センター化に伴い、事務の簡素化・標準化といったB P R（業務改革）にも積極的に取り組みました。

また、預貯金情報の照会や税務調査等で必要な資料の提出についてオンライン化を図ることは、各種業務のデジタル化を図っていく上で重要であり有効です。今事務年度は、オンライン照会可能な金融機関や税務調査等で必要な資料のオンライン提出形式の拡大に取り組みました。

さらに、データ活用等による税務執行の効率化・高度化のための取組として、出張先等からでも、共有フォルダへのアクセスや電子メールの活用等により、局署等とデータの受渡しが可能である事務用モバイルパソコンを追加で配備し、より効率的かつ高度な調査・徴収の実施につなげました。

なお、令和5年度国税専門官採用試験から、理工・デジタル系の新区分を創設しました。

引き続き業務の効率化・高度化のため、これらの取組を拡大することが重要です。

<b>施策</b>	<b>業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]業1-2-2-1-B-1：内部事務のセンター化の状況		
	<b>目標</b>	<p>一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。</p> <p>(目標の設定の根拠) デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の効率化を実現することが重要であることから、目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績) センターの対象署が92署から128署に拡大しました。また、センター化に伴い、事務の簡素化・標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) センター化の取組については、全署を対象としたセンター化に向け、対象署が92署から128署に拡大するなど、着実に進展しています。また、センター化に伴い、これまで実施してきた事務について、必要性の乏しい事務を削減する簡素化や、各署で異なる事務を統一する標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組みました。 このような対象署の拡大やBPRの推進によって、内部事務を効率的に処理したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>	a 相当程度進展あり		
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

### 業1-2-2-1に係る参考情報

#### 参考指標 1：内部事務のセンター化の対象となる税務署数

(単位：署)

事務年度	令和3年度	4年度
対象税務署数	92	128

(出所) 長官官房企画課調

#### 参考指標 2：業務センター室における申告書（所得税・消費税（個人））の入力件数及び処理件数割合

(単位：千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度
所得税	入力件数	4,420	5,903
	処理割合	17.1	22.6
消費税 (個人)	入力件数	246	305
	処理割合	18.1	23.6

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和4年度は暫定値です。

(注3) 令和3年度の入力件数及び処理割合は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

**参考指標 3：業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合**  
(単位：千件、%)

事務年度	令和3年度	4年度
入力件数	33	49
処理割合	16.6	22.6

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和4年度は暫定値です。

(注3) 令和3年度の入力件数及び処理割合は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

**参考指標 4：業務センター室における申告書（法人税・消費税（法人））の入力件数及び処理件数割合**

(単位：千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度
法人税	入力件数	863	1,104
	処理割合	21.0	26.4
消費税 (法人)	入力件数	458	576
	処理割合	20.7	26.4

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和4年度は暫定値です。

(注3) 令和3年度の入力件数及び処理割合は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

**参考指標 5：業務センター室における無申告行政指導（所得税）の件数**  
(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度
無申告行政指導件数	9,569	20,339

(出所) 長官官房企画課調

**参考指標 6：業務センター室における無申告行政指導（相続税）の件数**  
(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度
無申告行政指導件数	6,438	6,004

(出所) 長官官房企画課調

**参考指標 7：業務センター室における無申告行政指導（法人税・消費税（法人））の件数**  
(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度
無申告行政指導件数	29,164	36,019

(出所) 長官官房企画課調

施策	業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進						
測定指標（定量的な指標）	業1-2-2-2-A-1：オンライン照会可能な金融機関数 <span style="float:right">(単位：機関)</span>						
	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	－	－	－	－	50	○
	実績値	－	－	－	37	61	
	<p>(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調 (注) 数値は、会計年度末での金融機関数を記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 金融機関に対する預貯金情報の照会業務のオンライン化を図ることは、官民双方の業務効率化を図る観点から重要であるため、新たに「オンライン照会可能な金融機関数」を定量的測定指標として設定しました。 目標値は、預貯金情報の照会のオンライン化の開始初年度である令和3年度の実績値及び金融機関等との協議状況を踏まえ、50機関に設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 金融機関にオンライン照会の導入を勧奨する上で重要となるのが、多くの行政機関がオンライン照会を導入して、紙面での照会を削減し、データベースで照会・回答業務をやりとりすることです。 このため、局署の職員に対して、オンライン照会可能な金融機関を広く周知することや積極的に活用するよう指導を行うことにより、国税当局のオンライン照会利用件数が増加したほか、オンライン照会が未導入の行政機関に対して、国税当局の取組や事務の効率化について説明し、利用勧奨を実施したことで、行政機関におけるオンライン照会の導入が促進されました。 その結果、行政機関からのオンラインでの照会が進んだことで、金融機関においては、回答の作成にRPA（用語集参照）を用いるなどデジタル化による効率化が図られ、多くの金融機関でオンライン照会の導入への理解が得られました。 以上により、オンライン照会可能な金融機関数の実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後も、金融機関のニーズ等を的確に把握し、オンライン照会を導入する金融機関や行政機関の増加に向けて取り組んでいきます。</p>						
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況						
	目標	<p>預貯金情報の照会及び税務調査に必要な資料の提出についてオンライン化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠) 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図っていくことが重要であることから、目標として設定しました。</p>				達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会を行うことや納税者に対して必要な資料の提出を求めることがあります。これらの業務について、これまで書面や対面により行われてきましたが、官民の業務の効率化を図る観点から、オンライン化を図りました。 預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、上記A-1記載のとおり、金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン</p>				○	

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>化を推進し、官民の業務の効率化を図りました。オンライン化により、これまで1～2週間かかっていた回答情報の取得までに要した日数は、2.28日（注）となりました。</p> <p>税務調査等で必要な資料のe-Taxを利用したオンライン提出については、令和5年1月から、イメージデータ（PDF形式）に加えて、CSV形式データによる提出も可能としました。</p> <p>（注）令和4年4月利用開始から令和5年3月末までに行った照会に対して回答までに要した日数の平均値です。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>金融機関との預貯金情報の照会・回答業務のオンライン化を推進したこと、税務調査等で必要な資料のe-Taxを利用した提出について拡大するなど、オンライン化を推進したことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。	

#### 業1-2-2-2に係る参考情報

参考指標 1：オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数（平均）  
（単位：日）

事務年度	令和3年度	令和4年度
平均日数	2.3	2.28

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

施策	業1-2-2-3：データ活用による税務執行の効率化・高度化	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-2-3-B-1：モバイル端末の活用の推進	
	目標	<p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を拡大し、効果的な活用を推進することにより、効率的かつ高度な調査・徴収事務の実施や、テレワーク・サテライトオフィスの推進、Web会議の積極的活用などによる、働き方改革に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化や、モバイル端末の効果的な活用による業務の効率化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しました。</p>
		達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンを令和4年12月に18,000台追加で配備し、局署における効果的な活用方法を会議等で共有することで、より効率的かつ高度な調査・徴収の実施につなげるとともに、テレワークの推進やペーパーレスによる打合せ等の働き方改革に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、モバイル端末の配備を拡大し、効率的かつ高度な調査・徴収の実施やテレワークの推進等の働き方改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も効果的な活用の推進に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

### 業1-2-2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1：モバイル端末の配備台数

(単位：台)

事務年度	令和3年度	令和4年度
配備台数	10,000	18,000

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>(業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進)</b> センター化の対象となる税務署を更に拡大します。また、事務の正確性を確保しながら、センターにおいて実施する事務の簡素化・標準化といったBPR（業務改革）にも、積極的に取り組み、事務の効率化を図っていきます。</p> <p><b>(業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進)</b> 預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査に必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めます。</p> <p><b>(業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化)</b> 共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の効果的な活用を推進することにより、税務執行の効率化・高度化に取り組めます。</p>
財務省政策評価懇談会における意見	○ 企業がDXを進める場合、今の仕事のやり方が適切なのか、あるいは組織の在り様が現在の時代にマッチしているのか、といったことを見直しながら進める方が、圧倒的に効果が高くなる。各省庁に分かれてしまっている部分の統合や再編成など、以前やっていた組織の見直しを、令和の時代にもう一度やっていただければ非常にありがたい。

業績目標に係る 予算額等	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	48,559,978	(注2) (60,336,522)	(注2) (60,003,262)	(注2) (60,667,308)
		補正予算	2,779,375	(注2) (182,668)	(注2) (1,239,774)	(注2) —
		繰越等	△2,666,896	(注2) (120,997)	(注2) N.A.	/
		合計	48,672,457	(注2) (60,640,187)	(注2) N.A.	
執行額(千円)	47,869,547	(注2) (62,729,499)	(注2) N.A.			

(注1) 令和4年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和3年度以降の予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(概要)

国税総合管理(KSK)システム及び国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する  
施政方針演説等内閣  
の主な重要施策

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)

実績評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

該当なし

前事務年度実績評  
価結果の施策への  
反映状況

**(業1-2-2-1: 内部事務のセンター化の推進)**

センター化の対象となる税務署を更に拡大しました。また、内部事務の簡素化・標準化といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組みました。

**(業1-2-2-2: 照会等のオンライン化の推進)**

預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査等で必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めました。

**(業1-2-2-3: データ活用による税務執行の効率化・高度化)**

モバイル端末のより効果的な活用の推進により、税務執行の効率化・高度化に取り組みました。

担当部局名  
長官官房(総務課、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革推進室、データ活用推進室、参事官付)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)

実績評価実施時期

令和5年10月